

第105回 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日から2022年3月31日まで

開催情報

日時

2022年6月24日（金）午前10時

場所

埼玉県新座市北野三丁目6番3号

当社本社

※ 末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

■ 株主総会にご出席されない場合



郵送またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使期限

2022年6月23日（木）

午後5時まで

詳細はP2をご覧ください ▶

エコ・省エネ・高効率化に寄与することで
CO2 排出量の削減に貢献しています

サンケン電気株式会社

証券コード 6707

新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会ご来場の際は、マスク着用及び検温等をお願いする予定です。また、お土産の配布及び製品展示につきましては中止させていただきます。

株 主 各 位

埼玉県新座市北野三丁目6番3号
サンケン電気株式会社
代表取締役社長 高 橋 広

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会のご出席に際しましては、開催日当日の感染状況やご自身の体調をご確認の上、適切にご判断頂くとともに、書面またはインターネット等による事前の議決権行使を積極的にご活用頂きますよう、お願い申し上げます。

書面またはインターネット等による議決権行使の方法は、次頁記載の通りでございますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2022年6月24日（金曜日）午前10時	
2	場 所	埼玉県新座市北野三丁目6番3号 当社本社	
3	会議の目的事項	報 告 事 項	1. 第105期（自2021年4月1日 至2022年3月31日） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第105期（自2021年4月1日 至2022年3月31日） 計算書類報告の件
		決 議 事 項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件

・事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより、株主の皆様へ提供しております。なお、これらのホームページ掲載事項は、監査報告作成に際し、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

 **当社ホームページ** : <https://www.sanken-ele.co.jp/> **サンケン電気** **検索**

女性活躍推進を含む当社のSDGsへの取り組みは、ホームページに掲載の「サンケンレポート」をご覧ください。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席されない場合（事前の議決権行使をお願いします）

株主総会ライブ配信を利用してウェブ参加する方法がございます。

ウェブ参加のためのID・パスワード、その他詳細につきましては、別紙「バーチャル株主総会参加方法のお知らせ」をご参照ください。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時必着



インターネット等による議決権行使

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>




！ ご注意事項

- インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

インターネットによる 議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

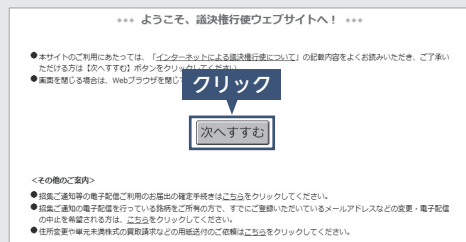
 **0120-652-031** 9:00~21:00

アクセス手順について



ログインID・パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

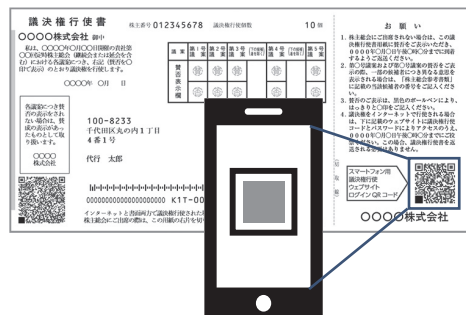


「次へすすむ」をクリック



「スマート行使」による方法

1. QRコードを読み取る



スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書面に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

2. ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は
画面の案内に
従って賛否を
ご入力ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。 ※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3. 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に
従って
行使完了です。

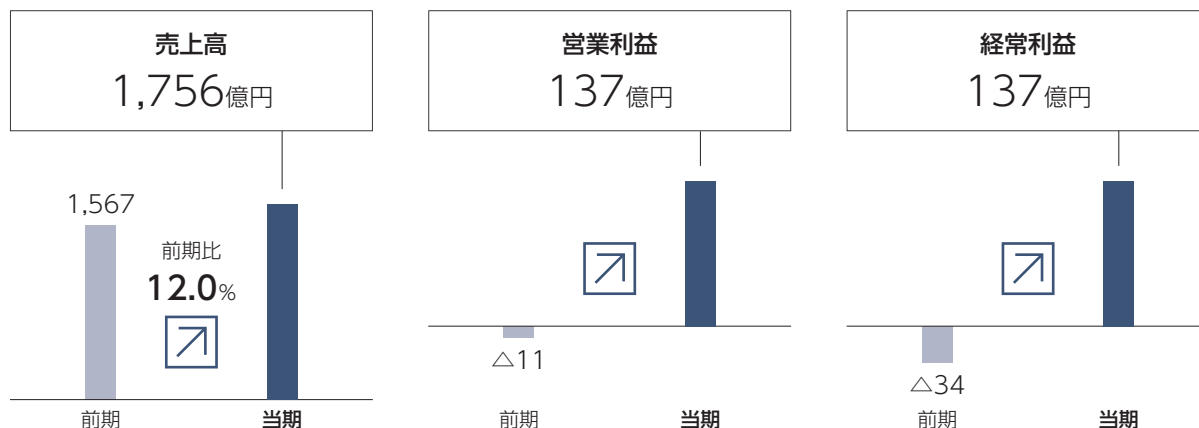
※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。
※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

1 当社グループの現況に関する事項

1. 財産及び損益の状況の推移

区分	2017年度 (第101期)	2018年度 (第102期)	2019年度 (第103期)	2020年度 (第104期)	2021年度 (第105期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	175,209	173,650	160,217	156,795	175,660
営業利益 (△損失) (百万円)	12,026	10,531	4,309	△1,198	13,720
経常利益 (△損失) (百万円)	11,808	9,173	2,674	△3,406	13,700
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△純損失) (百万円)	△11,421	3,967	△5,559	△6,952	3,204
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△94.24	163.70	△229.83	△287.96	132.79
総資産 (百万円)	185,359	188,192	194,024	233,673	244,732
純資産 (百万円)	72,283	78,541	71,776	113,250	137,404

- (注) 1. 1株当たり当期純利益(△純損失)は、自己株式を控除した期中の平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 当社は、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。第102期の1株当たり当期純利益につきましては、この株式併合が期初に行われたと仮定して算出しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を第102期の期首から適用しており、第101期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。



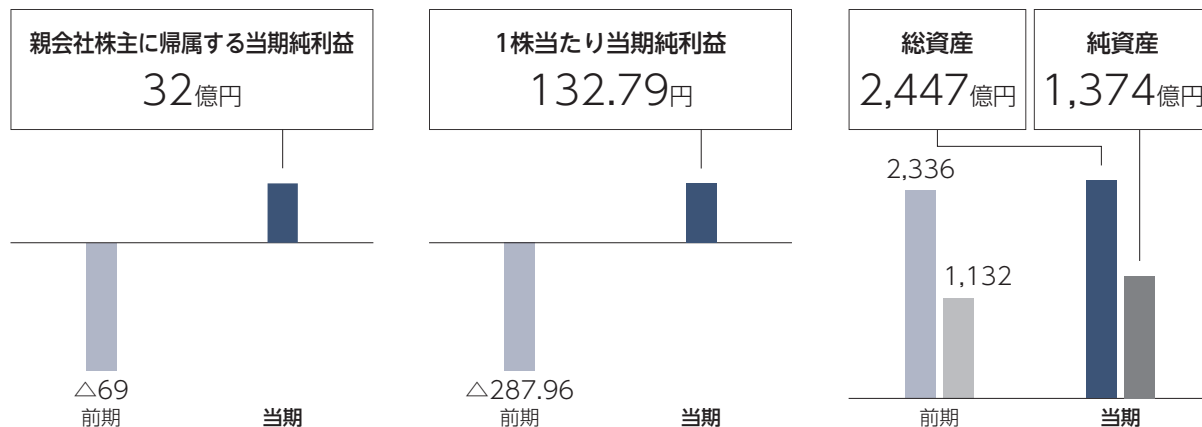
2. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経営環境は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和されたことから次第に消費が持ち直し、グローバルで半導体の需要拡大が継続するなど、経済の回復が着実に進みました。しかしながら、2022年2月に発生したロシアのウクライナ軍事侵攻による地政学的リスクの高まりから、世界的な景気の先行きに不透明感が広がりました。

こうした環境下、当社グループでは、当期より「2021年中期経営計画」をスタートいたしました。本計画は「2018年中期経営計画」（以下、「18中計」）と一体化した経営戦略であり、「サンケンコアの復活を実現すること」、「アレグロ マイクロシステムズ インクの一段の成長」を目標としております。計画初年度となる当期におきましては、社会システム事業の譲渡を完了させ、サンケンコアへの経営リソース集中を図るとともに、18中計から構造改革として進めてまいりました半導体デバイス国内2工場の閉鎖並びに新モジュール工場の稼働等、半導体デバイスの生産体制最適化を完了させました。一方、開発改革におきましては、昨年5月から稼働を開始した本社ものづくり開発センターを核とする新製品開発の活動を一層加速し、利益改善に取り組んでまいりました。また、当期はE S G経営・DX推進につきましても注力し、サステナビリティ委員会を設置して体制を整備するとともに、石川サンケン堀松工場を皮切りにカーボンオフセット実現に向けた活動を前進させてまいりました。さらに、サステナビリティ・リンク・ローンによる資金調達、全社員へのDX浸透教育、健康経営・エンゲージメント向上活動など、E S G・DXを経営の基軸に据えた各施策に注力してまいりました。

当連結会計年度における市況環境は次の通りです。

自動車市場向け製品は、コロナ禍でのサプライチェーンにおける高水準な部材確保の動きとともに、xEV化やADASの伸長もあり、旺盛な需要が継続いたしました。また、エアコンや洗濯機等のインバータ化・DCモータ化が進む白物家電市場向け製品が堅調に推移し、更に産機市場向け製品につきましても、サーバ向け製品の売上が安定した推移となる等、世界的な半導体不足を背景とした需要に対し、供給能力を上回る状況が継続いたしました。



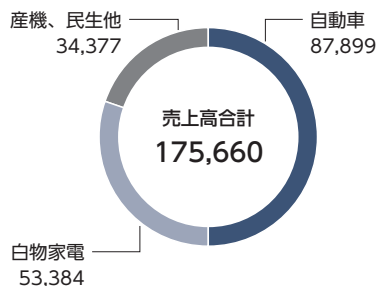
事業報告

当連結会計年度の業績につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けた前年に比べ、強い半導体需要の追い風を受け、連結売上高は1,756億60百万円と、前連結会計年度に比べ188億64百万円(12.0%)増加いたしました。損益面につきましても、売上増加に伴い、連結営業利益は137億20百万円(前連結会計年度 連結営業損失11億98百万円)となり、連結経常利益につきましては、過去最高値となる137億円(前連結会計年度 連結経常損失34億6百万円)を計上いたしました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、構造改革に伴う関係会社整理損及び棚卸資産評価損等を統合し、事業構造改革費用19億38百万円を特別損失として計上したこと等から、32億4百万円(前連結会計年度 親会社株主に帰属する当期純損失69億52百万円)となりました。

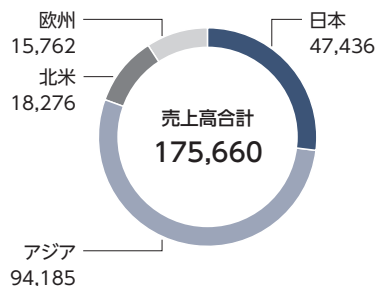
事業内容

パワーモジュール、パワーIC、コントロールIC、
ホールセンサー、トランジスタ、ダイオード、LED

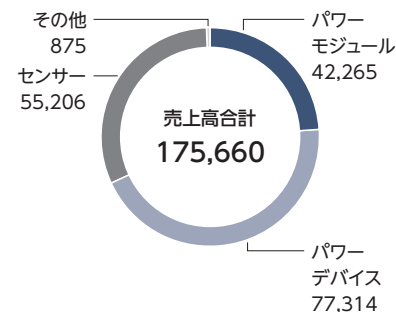
■ 市場別売上高 (百万円)



■ 地域別売上高 (百万円)



■ 製品別売上高 (百万円)



※ 当連結会計年度より、パワーシステム事業に含まれていたユニット製品を半導体デバイス事業に移管しております。また、パワーシステム事業のうち社会システム事業につきましては、期中に譲渡を完了いたしました。これらに伴い、半導体デバイス事業以外のセグメントの重要性が低下したことから、セグメント別の記載を省略しております。

3. 対処すべき課題

今後の世界経済につきましては、コロナ禍からの経済正常化に向けた各種の政策効果による回復が期待されますが、ウクライナ情勢が長期化した場合、エネルギー不足や物流への悪影響、原材料の不足や高騰等が懸念され、当面は予断を許さない状況が続くことを見込んでおります。

当社グループが想定する中長期的な市場環境においては、白物家電のインバータ化率の上昇や、自動車のEV化加速等の環境投資がさらに重視されて行く中で、カーボンニュートラル志向を背景としたパワー半導体への旺盛な需要は、今後も継続するものと見込んでおります。このような中長期的な展望の下、当社グループでは、「2021年中期経営計画」（以下、「21中計」）二次次における重点項目を「構造改革の成果出し」「成長戦略の実現」「ESG経営」「DX推進」「財務戦略の強化」と設定いたしました。

構造改革を終え財務基盤の安定と格付向上による資本蓄積を21中計の柱とし、ESG経営と連動した各種KPI管理に基づき、さらなる成長投資へと繋がる仕組みの構築に取り組んでまいります。また、DX推進活動では、経営ビジョン実現に寄与する「サンケンデジタルビジョン」を新たに制定し、デジタル技術の積極活用を通じた顧客体験（CX）向上と従業員体験（EX）向上の相乗効果による価値創出を目指すことといたしました。これら施策に注力することで、売上高新製品比率を高め、市況への柔軟な対応を遅滞なく実行し、社会に貢献できる高収益企業への変革に臨む所存です。株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

事業報告

4. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率 %	主要な事業内容	事業所 名称	所在地
石川サンケン株式会社	95 百万円	100.0	半導体の製造	本社・堀松工場	石川県羽咋郡志賀町
				志賀工場	石川県羽咋郡志賀町
				能登工場	石川県鳳珠郡能登町
山形サンケン株式会社	100 百万円	100.0	半導体の製造	本社	山形県東根市
鹿島サンケン株式会社	75 百万円	100.0	半導体の製造	本社	茨城県神栖市
福島サンケン株式会社	50 百万円	100.0	半導体の製造・販売	本社	福島県二本松市
大連三墾電気有限公司	136 百万円	100.0	半導体の製造	本社	中国遼寧省
アレグロ マイクロシステムズ インク	1,904 千米ドル	51.7	半導体の開発・製造・販売	本社	米国ニューハンプシャー州
アレグロ マイクロシステムズ エルエルシー	43 百米ドル	※51.7	半導体の開発・製造・販売	本社	米国ニューハンプシャー州
ポーラー セミコンダクター エルエルシー	10 百米ドル	85.5 ※15.5	半導体の製造	本社	米国ミネソタ州
ピーティー サンケン インドネシア	96 百米ドル	100.0	パワーモジュールの製造・販売	本社	インドネシア西ジャワ州

- (注) 1. 構造改革の一環として半導体デバイスの生産体制最適化を進め、石川サンケン株式会社において内浦工場と町野工場を統合して能登工場とし、また、鹿島サンケン株式会社においては、他工場への生産移管を完了させた後に工場を閉鎖し、2022年3月31日付で会社解散を決定しております。
2. アレグロ マイクロシステムズ エルエルシーの資本金につきましては、資本剰余金を記載しております。
3. ※印は、アレグロ マイクロシステムズ インクを通じての間接保有であります。
4. 当事業年度末日において、特定完全子会社に該当する子会社はございません。

5. 主要な事業所

■ 当社

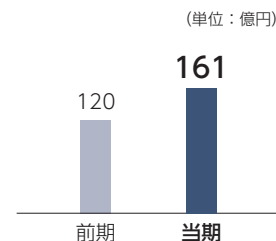
事業所名称	所在地	事業所名称	所在地
本社	埼玉県新座市	東京事務所	東京都豊島区
大阪支店	大阪府大阪市	名古屋営業所	愛知県名古屋市

■ 子会社

「4. 重要な子会社の状況」をご参照下さい。

6. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は、161億18百万円となりました。その主な内容は、半導体デバイス製品の開発及び生産増強等を目的とした投資であります。



7. 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金につきましては、自己資金及びサステナビリティ・リンク・ローンを含む借入金等により充当し、増資または社債発行等による特段の資金調達は行っておりません。なお、2022年3月に発行を予定しておりました第14回無担保社債（グリーンボンド）につきましては、市場環境を踏まえ発行を延期する旨を2022年3月7日に公表いたしました。

事業報告

8. 従業員の状況

連結従業員数	前連結会計年度末比増減
8,101名	330名減

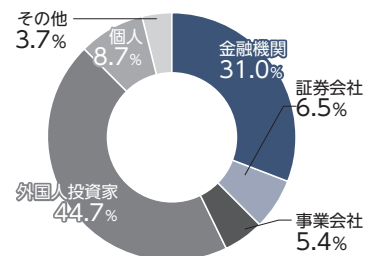
- (注) 1. 2021年5月1日付でサンケン電設株式会社の発行済株式の全てを株式会社GSユアサに譲渡いたしました。これにより連結従業員数が減少しております。
2. 当社個別従業員数は841名であり、前期末比30名増加しております。

9. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	15,000百万円
株式会社りそな銀行	9,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	7,188百万円
株式会社みずほ銀行	5,785百万円
株式会社埼玉りそな銀行	4,834百万円
株式会社三井住友銀行	4,124百万円
株式会社八十二銀行	3,356百万円

2 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 51,400,000株
2. 発行済株式の総数 25,098,060株
(自己株式 871,504株を含む)
3. 株主数 6,324名
4. 大株主



株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,984 千株	12.32 %
イーシーエム エムエフ	2,722 千株	11.23 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,264 千株	5.21 %
株式会社埼玉りそな銀行	1,202 千株	4.96 %
ゴールドマン サックス インターナショナル	959 千株	3.96 %
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	910 千株	3.75 %
UBS SECURITIES LLC-HFS CUSTOMER SEGREGATED ACCOUNT	851 千株	3.51 %
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	699 千株	2.88 %
新生信託銀行株式会社 ECM MF 信託口 8299005	650 千株	2.68 %
MSCO CUSTOMER SECURITIES	541 千株	2.23 %

- (注) 1. 当社は自己株式を871,504株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
 2. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式の内、90,100株 (役員向け及び従業員向け株式交付信託分) は含めておりません。
 3. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

取締役 (社外取締役を除く) 退任者 2名に対し、当事業年度中に職務執行の対価として、当社普通株式2,700株を交付いたしました。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	和 田 節	
代表取締役社長	高 橋 広	
取 締 役	鈴 木 善 博	常務執行役員 米国事業本部長 アレグロ マイクロシステムズ インク 取締役会長
取 締 役	鈴 木 和 則	常務執行役員 半導体事業本部長
取 締 役	中 道 秀 機	上級執行役員 半導体事業本部副本部長 兼マーケティング本部長兼設計品質監査室長
取 締 役	吉 田 智	上級執行役員 半導体事業本部パワーモジュール本部長
取締役	社外取締役 独立役員 リチャード R. ルーリー	弁護士 日立造船株式会社 社外取締役
取締役	社外取締役 独立役員 藤 田 則 春	公認会計士 藤田則春公認会計士事務所 代表
取締役	社外取締役 独立役員 山 田 隆 基	タイ スペシャル ガス カンパニー リミテッド副社長
常任監査役(常勤)	太 田 明	
監 査 役(常勤)	鈴 木 昇	
監査役	社外監査役 独立役員 南 敦	弁護士 南法律特許事務所 パートナー
監査役	社外監査役 独立役員 平 野 秀 樹	株式会社ダイゾー 社外監査役

- (注) 1. 2022年3月31日時点の状況を記載しております。
2. 中道秀機、吉田智及び山田隆基の各氏は2021年6月25日開催の第104回定時株主総会において取締役を選任され、それぞれ就任いたしました。
3. 取締役 リチャード R. ルーリー、藤田則春及び山田隆基の各氏は社外取締役であり、監査役 南 敦及び平野秀樹の両氏は社外監査役であります。当社は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として社外役員全員を指定し、株式会社東京証券取引所に届け出ております。
4. 取締役 藤田則春氏は、日本及び米国における公認会計士資格を有しており、監査役 太田 明氏は、長年の当社での経理・財務部門における勤務経験を有しております。また、監査役 鈴木 昇氏は、長年子会社の監査役として会計監査を実施しており、監査役 平野秀樹氏は、長年の金融機関での勤務経験を有しております。これらのことから、各氏はそれぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 星野雅夫、高荷英雄及び東恵美子の各氏は、2021年6月25日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 2022年3月31日時点における執行役員（取締役兼任者を除く）の状況は次の通りであります。

地 位	氏 名	主な担当等
上級執行役員	李 明 濬	半導体事業本部マーケティング本部副本部長
執行役員	岩 田 誠	半導体事業本部付 石川サンケン株式会社 代表取締役副社長
執行役員	安 斎 澄 男	働き方改革推進統括部長
執行役員	赤 石 和 夫	半導体事業本部マーケティング本部副本部長 兼ものづくり開発センター長
執行役員	原 田 裕 介	半導体事業本部マーケティング本部素子量産統括部長
執行役員	加 藤 康 久	半導体事業本部事業推進本部品質統括部長
執行役員	野 口 敏 雄	半導体事業本部パワーデバイス本部長
執行役員	川 嶋 勝 巳	総務人事統括部長
執行役員	宇津野 瑞 木	半導体事業本部事業推進本部長 兼推進管理統括部長

2. 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、当社及び一部子会社における取締役、監査役及び執行役員等を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

事業報告

4. 取締役及び監査役の報酬等

■ 役員報酬制度の基本的な考え方

当社は、役員報酬制度（業務執行役員を対象とする報酬制度）をコーポレートガバナンスにおける重要事項と認識し、以下を基本的な考え方としております。

- 優秀な人材の確保に資すること
- 役位ごとの役割の大きさや責任の範囲に相応しいものであること
- 当社の企業価値向上と持続的成長に向けた動機付けとなること
- 報酬決定の手続きに透明性と客観性が担保されていること

■ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		
		基本報酬	短期 インセンティブ	長期 インセンティブ (株式報酬)
取締役（12名）	303	200	89	13
うち社外取締役（4名）	39	39	—	—
監査役（4名）	60	60	—	—
うち社外監査役（2名）	16	16	—	—

- (注) 1. 取締役の基本報酬と短期インセンティブの合計額は、第102回定時株主総会（2019年6月21日）決議による報酬限度額である年額5億円以内（うち社外取締役は2億円以内）です。また、監査役の報酬額は同総会決議による報酬限度額である年額80百万円以内です。
2. 上記の短期インセンティブは、(注)1に記載の株主総会決議に基づき、取締役会決議により支払う予定の額です。
3. 長期インセンティブ（株式報酬）は、当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 取締役の支給人数及び報酬等の額には、2021年6月25日開催の第104回定時株主総会終結時に退任した取締役3名分（うち1名は社外取締役）を含んでおります。
5. 上記の他、社外役員が当社連結子会社から受けた役員としての報酬額は49百万円であります。

■ 役員報酬制度の概要

当社は、上記の基本的な考え方にに基づき、また、社外取締役が委員の過半数を占める報酬委員会での審議結果を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下「報酬決定方針」といいます。）を取締役会において決定しており、その概要は以下の通りであります。

- 当社の取締役報酬は、役位・役割に応じて決定され、月毎に支給される基本報酬と、業績の達成度によって変動する業績連動報酬により構成されます。さらに、業績連動報酬は、短期業績に基づき変動し、事業年度毎に支給される短期インセンティブ、及び中長期の業績に基づき変動し、原則退任時に当社株式が交付される長期インセンティブとしての株式報酬（株式交付信託型）に展開される仕組みとします。
- 取締役の報酬水準の設定については、各役位に対して総報酬の基準額を定めており、市場競争力を担保するため、国内の大手企業が参加する報酬調査結果をベンチマークとし、毎年、基準額の水準の妥当性を検証することとします。また、業績連動報酬における業績指標及び比率については、上記の基本的な考え方及び報酬委員会での審議結果に基づき設定することとし、当事業年度における業績連動報酬の比率は、業績目標達成時に概ね40%となるよう設計しております。
- 社外取締役に対する報酬は、その職務の性格から業績との連動を排除し基本報酬のみとし、また、監査役に対する報酬につきましても、監査という業務の性格から業績との連動を排除し、基本報酬のみを監査役の協議により支給することとしております。

固定部分	変動部分	
基本報酬 60%	業績連動報酬 40%	
	短期インセンティブ 27%	長期インセンティブ (株式報酬) 13%

- 短期インセンティブについては、単年度の業績目標への達成意欲をさらに高めることを目的として、単年度の業績指標に応じて、原則として標準支給額に対し0～150%の範囲で変動します。業績連動指標は、報酬委員会における審議を通じ、重要な業績目標である「連結売上高」及び「連結営業利益」を共通項目として設定しております。その他、個人別に期待する役割に応じて個別の指標も設定します。なお、当事業年度の短期インセンティブに対する業績指標（共通項目）の結果は以下の通りです。

	目標値	実績値	達成率
連結売上高	1,560億円	1,756億円	113%
連結営業利益	115億円	137億円	119%

事業報告

- 長期インセンティブについては、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆様と利害共有を図るとともに、中期経営計画（以下「中計」といいます。）における業績目標及び構造改革の達成等に向けた意欲を高めることを目的として、株式報酬制度を導入しております。役員及び中計期間での業績指標に応じ、原則として標準支給額に対し0～150%の範囲で変動します。業績連動指標は、報酬委員会での審議を通じ、中長期的に事業の収益力向上を重視し、「連結営業利益」及び「連結ROE」を設定し、これに加え、適切な株主還元を含めた株主価値向上へのコミットメントを示すことを目的に、「相対TSR」（電気機器TOPIXとの相対評価）を業績連動指標に設定しております。

■ 役員報酬の株主総会決議に関する事項

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する報酬は、「基本報酬」及び「賞与」により構成されておりましたが、2019年6月21日開催の定時株主総会において役員報酬制度を改定しております。金銭報酬については、取締役の報酬総額として、1事業年度当たり年額5億円以内（うち社外取締役2億円以内）の報酬枠を設け、また、監査役の報酬総額として80百万円以内の報酬枠を設けております。

この金銭報酬とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）を対象とする長期インセンティブとして、同株主総会において業績連動型株式報酬制度を導入し、1事業年度当たり90百万円以内の株式報酬枠を設けております。当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度当たり90,000ポイントが上限となります（1ポイントは当社株式1株に相当）。なお、同株主総会終結時点における取締役の人数は9名（うち社外取締役は3名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。

1 事業年度当たりの上限報酬枠

	取締役		監査役
	うち社外取締役		
金銭報酬	500百万円以内		80百万円以内
	200百万円以内		
株式報酬 (信託に拠出する信託金の上限金額)	90百万円以内	(対象外)	
株式報酬 (取締役等に付与されるポイント数の上限)	90,000ポイント以内		

■ 報酬委員会の活動内容

上記の基本的な考え方に基づき、取締役会の意思決定に関わるプロセスの透明性確保と、コーポレートガバナンスの充実に、取締役会の任意の諮問機関として、報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、社外取締役が委員長を務め、また、委員の過半数を社外取締役としており、当事業年度は5回開催いたしました。具体的には、取締役及び執行役員の個別の短期インセンティブの報酬額、業績連動報酬に係る業績指標の設定等に関する審議を行い、その決定内容を取締役会に答申いたしました。

■ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、他社の状況等を参考に設定された役職ごとの基準額や実績・会社への貢献度などを踏まえ、社外取締役が委員長を務め、かつ過半数を構成する任意の報酬委員会における審議を経た後に、同委員会からの答申内容を最大限尊重した上で、取締役会決議を以て、取締役会から委任を受けた取締役会長（取締役会長不在の場合は取締役社長）が決定することとしております。

この方針に基づき、定時株主総会後の新経営体制における機動的な報酬額決定を目的に、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額の決定については、報酬委員会の答申結果の通りとして、取締役会から取締役会長 和田節に委任しております。

■ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、基本報酬については役位・役割に応じた支給基準に従っており、業績連動報酬については業績指標の達成度に基づき決定されております。これらにつきましては、社外取締役が委員長を務め、かつ過半数を構成する任意の報酬委員会での審議を経ていることから、上記の報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

事業報告

5. 社外役員に関する事項

■ 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先は以下の通りであります。各兼職先と当社との間には、いずれも開示すべき関係はございません。

氏名	重要な兼職先
社外取締役 リチャード R. ルーリー	日立造船株式会社 社外取締役
社外取締役 藤田 則 春	藤田則春公認会計士事務所 代表
社外取締役 山田 隆 基	タイ スペシャル ガス カンパニー リミテッド副社長
社外監査役 南 敦	南法律特許事務所 パートナー
社外監査役 平野 秀 樹	株式会社ダイゾー 社外監査役

■ 主な活動状況

氏名	主な活動状況
社外取締役 リチャード R. ルーリー	リチャード R. ルーリー氏は、当事業年度に開催された取締役会8回のすべてに出席し、これまでの国際的な企業法務の経験と知識から発言を行っております。
社外取締役 藤田 則 春	藤田則春氏は、当事業年度に開催された取締役会8回のすべてに出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する高度な知見と、豊富な国際経験から発言を行っております。
社外取締役 山田 隆 基	山田隆基氏は、2021年6月25日開催の第104回定時株主総会において新たに取締役に選任され、以降当事業年度中に開催された取締役会6回のすべてに出席し、主に半導体メーカーにおける企業経営の経験及び豊富な海外ビジネス経験から発言を行っております。
社外監査役 南 敦	南 敦氏は、当事業年度に開催された取締役会8回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、監査役会につきましても、当事業年度に開催された15回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役 平野 秀 樹	平野秀樹氏は、当事業年度に開催された取締役会8回のすべてに出席し、これまでの企業経営者としての豊富な知識と経験から発言を行っております。また、監査役会につきましては、当事業年度に開催された15回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

■ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

リチャード R. ルーリー氏

- ・長年にわたり米国弁護士事務所のパートナーを務め、国際的な企業法務の経験と知識を有しており、グローバル経営推進の観点で有益な助言・提言を頂いております。また、独立した立場から、弁護士としての客観的な視点で経営を監視頂いており、当社取締役会の監督機能強化に大いに貢献頂いております。ルーリー氏は、「指名委員会」及び「報酬委員会」の委員に就任頂いており、当社のコーポレートガバナンスの透明性の確保並びに適切性の向上に貢献頂いております。さらには、「成長改革委員会」の委員にも就任頂いており、グループ成長戦略の推進においても貢献頂いております。

藤田則春氏

- ・日本及び米国における公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する高度な知見を有しております。また、米国の監査法人においてパートナーを務められるなど、豊富な国際経験も有しており、グローバル経営推進の観点で有益な助言・提言を頂いております。なお、藤田氏は当社の会計監査人である監査法人に属していましたが、当社の会計監査に直接的に関与することはなく、海外進出企業向けのコンサル業務を主体とするJBSグローバル統括責任者に就いており、また、同監査法人を退職してから既に約9年が経過しておりますので、独立した立場を確保しつつ、客観的な視点で当社経営を監視頂いております。また、藤田氏は、「指名委員会」及び「報酬委員会」の委員長に就任頂いており、当社のコーポレートガバナンスの透明性確保と適切性向上に貢献頂いております。さらには、「成長改革委員会」の委員にも就任頂いており、グループ成長戦略の推進においても貢献頂いております。

山田隆基氏

- ・半導体メーカーにおいて長年の勤務経験・経営経験を有しており、半導体業界及び事業内容に通じております。これまでの海外ビジネス経験を活かして異業種メーカーにおいて大型プロジェクトを主導した経験を有し、現在においても海外企業において新規ビジネス開拓等に活躍されるなど、多様な経験と豊富なネットワークを有しております。こうした経験・知見から、当社グループが半導体メーカーとして事業を推進して行く中で、有益な助言・提言を頂いております。また、山田氏は、「指名委員会」及び「報酬委員会」の委員に就任頂いており、当社のコーポレートガバナンスの透明性確保と適切性向上に貢献頂いております。さらには、「成長改革委員会」の委員にも就任頂いており、グループ成長戦略の推進においても貢献頂いております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	78 百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 一部子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 当社は会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外にコンフォートレターを作成を委託し、その対価を支払っております。
4. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項に定める同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次の通りであります。

■ 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、重要な業務執行について審議するとともに、取締役の職務の執行を監督し、適法性の確認を行う。
- 2) 「経営理念」、「行動指針」、「サンケンコンダクトガイドライン」を制定し実施するとともに、代表取締役によるコンプライアンス精神及びその重要性の役員への徹底並びに継続的な教育研修の実施等を通じ、法令及び定款の遵守徹底を図る。
- 3) 内部監査部門は、当社及びグループ各社の業務執行を監査するとともに、内部通報制度の運用を通じてコンプライアンス体制の実効性を確保する。
- 4) 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度（以下「J-SOX」といいます。）に適切に対応するため、内部監査部門にJ-SOX担当を置き、全社的な見直しと改善を継続的に行うことで、財務情報の信頼性を確保する。
- 5) 反社会的勢力とは一切関係を持たず、平素から警察や弁護士などの外部機関との信頼関係・連携体制の構築に努め、不当要求に対しては毅然とした態度で臨み、断固拒絶する。

■ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の重要な会議記録並びに決裁結果等の業務執行に関する記録は、法令及び社内規程の定めに基づき適切に保存及び管理する。

■ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 重要な投資あるいは新規事業等に伴うリスクについては、取締役会、経営会議その他の重要な会議において多面的な検討を行い、慎重に決定する。
- 2) 内部監査部門は、内部監査を通じて当社及びグループ各社における業務リスクの把握・分析を行い、危機管理委員会はグループ全体での統一的・横断的なリスク管理を行う。

■ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会において中期経営計画及び年次予算の策定を行い、業績の進捗に関する報告に基づき業務執行の状況を確認するほか、経営会議において月次の業績管理を行う。
- 2) 経営会議は、取締役会に付議すべき議案及び代表取締役が執行にあたる会社業務のうち、基本的かつ重要な事項について審議を行うとともに、執行役員制度の活用により迅速かつ機動的な業務執行を行う。
- 3) 「組織・権限基本規程」、「業務分掌規程」等を整備し、各部門の責任と権限を明確化するとともに、組織間の適切な役割分担と連携に努めることで、効率的な意思決定・業務執行を行う。

事業報告

■ 当社及びグループ各社における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は必要に応じ、グループ各社に当社の役職員を取締役として派遣し、当社グループ経営方針の徹底、重要な業務執行の決定並びに効率的な経営の推進に当たる。
- 2) 「関係会社管理規程」、「マネジメントガイドライン」により、当社及びグループ各社間における職務範囲、権限と責任、当社に報告すべき事項等を明確にする。
- 3) グループ各社ごとに当社の担当組織を定め、密接な情報交換のもと、各社の経営指導及び業績管理を行う。

■ 監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- 1) 監査役会事務局等の事務については、法務部門のスタッフがこれを補助する。
- 2) 監査役から求めがあった場合、取締役と監査役の協議により、監査役の職務を補助する専任スタッフの設置並びにその人事を決定する。
- 3) 当該専任スタッフは、各監査役の指示に従うこととし、取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保する。

■ 監査役への報告に関する体制

- 1) 常任監査役は、経営会議に出席するほか主要な文書を読覧・受領することで、当社及びグループ各社の業務に関する情報を取得し、その内容を監査役会に報告する。
- 2) 取締役、内部監査部門及び会計監査人は、それぞれ監査役と定期的に会合をもち、当社及びグループ各社の経営状況あるいは監査結果を報告する。
- 3) 役職員は、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生した場合、もしくは業務執行に関する不正行為を発見した場合、監査役にその内容を報告する。
- 4) 内部監査部門は、内部監査の結果及び内部通報制度の運用状況と通報内容を監査役に報告する。
- 5) 内部通報制度に係る規程を整備し、通報者が通報したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

■ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

監査役がその職務を執行する上で生じる費用について、監査役から前払いまたは償還等の請求があったときは、当該費用が必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

■ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は監査の基準、計画及び方針を定め、各監査役は自己の専門性、経験を踏まえたうえで適切に監査を行い、効率的で実効性の高い監査体制を構築する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

■ コンプライアンスに対する取組みの状況

内部監査部門がテーマを定め当社の内部監査を実施しており、グループ企業につきましても、定期的に管理体制全般についての内部監査を実施しております。これら内部監査の計画・進捗・結果について、定期的に監査役に報告しております。金融商品取引法に基づく内部統制報告制度（以下「J-SOX」といいます。）につきましても、内部監査部門内のJ-SOX担当が、全社的な見直しと改善を継続的に行い、財務情報の信頼性確保に努めております。また、当社のコンプライアンスの基本マニュアルである「サンケンコンダクトガイドライン」の内容について、定期的に教育研修を実施しコンプライアンス意識の浸透を図っております。また、内部通報制度を整備・運用しており、その運用状況と通報内容について、定期的に監査役に報告しております。

反社会的勢力への対応につきましても、役員及び従業員が常に注意を払うとともに、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を実施し、継続的に協力体制を整備しております。

■ 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスクに関する統括組織として危機管理委員会を設置しており、当事業年度は2回開催しリスクの把握・分析・対応に努めてまいりました。特に、新型コロナウイルス感染拡大への対応として特別対策本部の活動を継続し、事業への影響に関わる情報収集と対応、感染防止策の導入、在宅勤務の定着、出張者及び希望する従業員へのPCR検査の実施、ワクチン職域接種（3回）等を行ってまいりました。

内部監査及び内部通報制度につきましても、その運用を通じ、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実の発生を把握した場合、もしくは業務執行に関する不正行為を発見した場合には、都度、監査役にその内容を報告するほか、個別に勧告・是正を行っております。

■ 職務執行の適正性及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役9名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。当事業年度、取締役会は8回開催され、各議案についての審議、業務執行状況等の監督を行い、社外役員から忌憚りの無い意見を頂くなど、活発な意見交換を行っております。また、コーポレートガバナンス・コードに基づき、毎年実施しております取締役会実効性評価では、アンケート及び社外役員へのインタビュー結果について取締役会で審議を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの取り組みは改善状況にあり、取締役会の実効性は概ね確保されているとの結果となりました。これらのことから、取締役会の意思決定及び監督の実効性は確保されているものと考えております。

■ 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

グループ各社に当社の役職員を派遣し、当社グループ経営方針の徹底、重要な業務執行の決定並びに効率的な経営を推進しております。また、グループ各社と当社担当部門との間で事前に協議すべき事項等を規定し運用しております。

■ 監査役監査の実効性確保に関する取組みの状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されております。当事業年度、監査役会は15回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査役は、代表取締役社長及び内部監査部門並びに会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備・運用状況などについて意見交換を行っております。

6 会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思により決定されるべきであり、当社株式に対する大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当該株式を保有する株主の皆様の意思によるべきものと考えます。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては、独自のウエーハプロセスや半導体デバイスの製造技術、また回路技術を駆使した電源システムとオプティカルデバイスの組み合わせなど、幅広いノウハウと豊富な経験が必要になります。更に、お客様・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらへの理解が無い場合、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできず、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく損なわれる可能性があります。

また、大規模な買付行為の中には、高値で株式を会社関係者に引き取らせる行為など、株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合もあります。このような場合、当社は当該大規模買付行為の是非に関し、株主の皆様に適切にご判断頂くため、大規模買付行為を行おうとする者に対し、必要な情報の提供を求めるとともに、適切な情報開示や株主の皆様が検討に必要とする時間確保にも努め、また、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講ずるべきと考えております（以下「基本方針」といいます。）。

2. 基本方針実現のための企業価値向上に向けた取組み

当社では、経営理念に則り、半導体をコアビジネスに技術力と創造力の革新に努め、独自技術によるグローバルな事業展開を進めるとともに、企業に対する社会的要請や環境調和への着実な対応を通じて、企業価値を最大限に高めるべく、確固たる経営基盤の確保に邁進しております。更に、中長期的な会社の経営戦略として、3ヶ年にわたる中期経営計画を策定しており、その実現に向け、グループを挙げて取組んでおります。

また、当社では、独立系パワー半導体メーカーというポジションと、それを最大限活用する経営方針・経営計画へのご理解を深めて頂くため、各ステークホルダーとの対話を緊密化させ、企業価値への適正な評価が得られるように努めております。

コーポレートガバナンス体制の強化としては、独立社外取締役の選任により取締役会の監督機能を強化するとともに、執行役員制度を通じ機動的な業務執行体制の構築、マネジメント機能の強化を推進しております。加えて、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の実現と、事業年度における取締役の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年としております。

当社取締役会は、これら取組みが、当社の企業価値を向上させるとともに、当社株主共同の利益を著しく損なうような大規模買付行為の可能性を低減させると考えております。従って、これら取組みは基本方針に沿ったものであり、当社株主共同の利益に資するものであると考えております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

単位：百万円

科目	当期	前期 (ご参考)	科目	当期	前期 (ご参考)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	148,729	148,173	流動負債	52,477	76,627
現金及び預金	58,959	60,990	支払手形及び買掛金	17,916	20,870
受取手形及び売掛金	35,617	36,962	短期借入金	10,681	12,357
商品及び製品	14,153	15,864	一年内長期借入金	626	646
仕掛品	21,392	19,782	一年内償還予定社債	—	15,000
原材料及び貯蔵品	6,471	5,592	コマーシャル・ペーパー	6,000	4,000
その他	12,154	9,027	リース債務	478	31
貸倒引当金	△18	△46	未払費用	13,215	12,615
固定資産	96,002	85,500	未払法人税等	625	2,151
有形固定資産	74,587	67,566	業績連動役員報酬引当金	—	72
建物及び構築物	26,869	20,635	業績連動報酬引当金	224	—
機械装置及び運搬具	32,656	30,328	事業譲渡損失引当金	—	1,339
工具、器具及び備品	1,238	1,317	事業構造改革引当金	366	2,414
土地	5,243	5,812	その他	2,342	5,128
リース資産	1,994	47	固定負債	54,850	43,795
建設仮勘定	6,584	9,425	社債	5,000	5,000
無形固定資産	8,146	8,141	長期借入金	43,015	33,329
ソフトウェア	1,678	2,065	リース債務	1,581	23
のれん	1,954	1,959	繰延税金負債	1,479	1,018
その他	4,513	4,116	株式報酬引当金	76	43
投資その他の資産	13,268	9,792	役員退職慰労引当金	25	41
投資有価証券	2,484	990	退職給付に係る負債	2,405	2,632
繰延税金資産	2,781	3,484	その他	1,267	1,706
退職給付に係る資産	2,070	1,776	負債合計	107,327	120,422
その他	6,013	3,617	(純資産の部)		
貸倒引当金	△80	△76	株主資本	88,624	84,153
資産合計	244,732	233,673	資本金	20,896	20,896
			資本剰余金	62,701	60,882
			利益剰余金	9,248	6,599
			自己株式	△4,222	△4,226
			その他の包括利益累計額	6,349	△577
			その他有価証券評価差額金	101	46
			為替換算調整勘定	7,570	1,332
			退職給付に係る調整累計額	△1,322	△1,955
			非支配株主持分	42,430	29,674
			純資産合計	137,404	113,250
			負債純資産合計	244,732	233,673

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
売上高	175,660	156,795
売上原価	120,475	117,659
売上総利益	55,184	39,135
販売費及び一般管理費	41,464	40,333
営業利益又は営業損失(△)	13,720	△1,198
営業外収益	1,459	899
受取利息	87	91
受取配当金	28	28
為替差益	387	—
作業屑売却益	84	162
雇用調整助成金	—	256
投資有価証券評価益	354	—
雑収入	516	360
営業外費用	1,479	3,107
支払利息	565	891
為替差損	—	615
製品補償費	221	7
借入金繰上返済関連費用	—	960
雑損失	692	632
経常利益又は経常損失 (△)	13,700	△3,406
特別利益	1,628	63
固定資産売却益	1,626	42
投資有価証券売却益	2	20
特別損失	2,053	3,854
固定資産処分損	26	212
環境対策費	51	—
投資有価証券評価損	4	54
関係会社整理損	—	42
減損損失	6	18
事業構造改革費用	1,938	1,663
事業構造改革引当金繰入額	26	523
事業譲渡損失引当金繰入額	—	1,339
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	13,275	△7,197
法人税、住民税及び事業税	2,136	1,818
法人税等調整額	907	△2,671
過年度法人税等	123	△357
当期純利益又は当期純損失 (△)	10,107	△5,986
非支配株主に帰属する当期純利益	6,903	965
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	3,204	△6,952

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

単位：百万円

科目	当期	前期 (ご参考)	科目	当期	前期 (ご参考)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	87,931	97,966	流動負債	34,987	55,516
現金及び預金	19,146	33,616	支払手形	464	793
受取手形	2	281	電子記録債務	4,206	1,341
電子記録債権	2,453	2,388	買掛金	9,660	13,093
売掛金	21,924	20,890	短期借入金	9,886	11,582
商品及び製品	11,739	10,934	一年内償還予定社債	—	15,000
仕掛品	280	244	コマースャル・ペーパー	6,000	4,000
原材料及び貯蔵品	1,746	1,615	未払金	970	3,067
前払費用	426	405	未払費用	1,823	2,158
短期貸付金	12,851	9,981	未払法人税等	146	1,831
未収入金	19,925	18,792	前受金	55	44
その他	603	192	預り金	44	53
貸倒引当金	△3,169	△1,376	業績連動役員報酬引当金	—	43
固定資産	38,149	41,879	業績連動報酬引当金	177	—
有形固定資産	7,266	7,707	関係会社事業損失引当金	370	1,728
建物	5,873	2,117	その他	1,182	779
構築物	181	88	固定負債	44,028	33,633
機械装置	192	409	社債	5,000	5,000
車輛運搬具	0	0	長期借入金	38,000	28,000
工具器具備品	412	415	繰延税金負債	620	517
土地	553	511	株式報酬引当金	58	35
リース資産	0	0	その他	349	81
建設仮勘定	51	4,166	負債合計	79,016	89,150
無形固定資産	1,457	1,869	(純資産の部)		
ソフトウェア	1,457	1,869	株主資本	46,963	50,647
その他	0	0	資本金	20,896	20,896
投資その他の資産	29,424	32,301	資本剰余金	10,207	10,207
投資有価証券	965	979	資本準備金	5,225	5,225
関係会社株式	8,741	12,050	その他資本剰余金	4,982	4,982
その他の関係会社有価証券	4,656	4,656	利益剰余金	20,081	23,768
長期貸付金	12,743	12,297	その他利益剰余金	20,081	23,768
前払年金費用	2,972	2,699	固定資産圧縮積立金	29	32
その他	442	566	繰越利益剰余金	20,051	23,736
貸倒引当金	△1,097	△950	自己株式	△4,222	△4,226
資産合計	126,080	139,845	評価・換算差額等	101	47
			その他有価証券評価差額金	101	47
			純資産合計	47,064	50,694
			負債純資産合計	126,080	139,845

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
売上高	98,620	94,443
売上原価	93,499	89,742
売上総利益	5,121	4,701
販売費及び一般管理費	7,494	8,666
営業損失 (△)	△2,372	△3,965
営業外収益	1,410	15,941
受取利息	172	150
受取配当金	779	15,647
為替差益	156	—
雑収入	301	143
営業外費用	1,574	1,843
支払利息	373	443
為替差損	—	864
製品補償費	221	7
関係会社貸倒引当金繰入額	143	274
関係会社事業損失引当金繰入額	435	—
雑損失	400	253
経常利益又は経常損失 (△)	△2,537	10,132
特別利益	538	19,036
固定資産売却益	5	8
投資有価証券売却益	2	20
子会社株式売却益	—	18,917
子会社清算益	—	0
関係会社清算益	530	—
抱合せ株式消滅差益	—	88
特別損失	877	3,695
固定資産処分損	0	96
投資有価証券評価損	—	54
関係会社事業損失引当金繰入額	—	392
減損損失	427	—
環境対策費	51	—
事業構造改革費用	399	3,152
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△2,876	25,473
法人税、住民税及び事業税	53	2,690
法人税等調整額	79	△9
過年度法人税等	123	—
当期純利益又は当期純損失 (△)	△3,133	22,792

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

サンケン電気株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村 修
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 狭間 智博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンケン電気株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンケン電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

サンケン電気株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村 修
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 狭間 智博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンケン電気株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載事項

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン形式も活用しながら、取締役、内部監査部門であるCSR室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

サンケン電気株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 太 田 明 ㊟

監 査 役（常勤） 鈴 木 昇 ㊟

社外監査役 南 敦 ㊟

社外監査役 平 野 秀 樹 ㊟

以 上

第1号議案 剰余金処分の件

当社では、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要施策の一つと位置付け、事業の積極展開により収益力の向上と財務体質の改善を進め、経営全般の基盤強化を図る上で必要となる内部留保を確保しつつ、安定的かつ着実な配当を実施することを基本的な考え方としております。

当期の期末配当につきましては、上記の配当に関する基本的な考え方に沿って、1株につき15円とさせて頂きたいと存じます。なお、中間配当として1株につき15円の配当をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき30円となります。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき	金 15円
	配当総額	363,398,340円
(2) 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月27日	

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業目的の変更

当社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るため、現行定款第2条に定める目的につきまして、変更を行うものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)により、株主総会資料の電子提供制度が新設され、同制度を定める改正会社法の規定が2022年9月1日に施行されることから、同制度の導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記①～③の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条	第2条
当社は、次の事業を営むことを目的とする。	当社は、次の事業を営むことを目的とする。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気機械器具の製造および売買 2. 電気工事、電気通信工事その他前号に付帯する建設工事 3. 前各号に付帯する一切の業務 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電子部品、デバイス、電子回路の製造および販売 2. 電気機械器具の製造および販売 3. 前各号に付帯する一切の業務

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第16条</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p>①定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>③本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名のご選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏名		現在の当社における地位・担当	取締役会 出席状況
1	たか はし ひろし 高橋 広	再任	代表取締役社長	100% (8回/8回)
2	なか みち ひで き 中道 秀機	再任	取締役 上級執行役員 マーケティング本部長兼設計品質監査室長	100% (6回/6回)
3	よし だ さとし 吉田 智	再任	取締役 上級執行役員 パワーモジュール・デバイス本部長	100% (6回/6回)
4	イ ミョンジュン 李 明濬	新任	上級執行役員 マーケティング本部副本部長	—
5	かわ しま かつ み 川嶋 勝巳	新任	執行役員 コーポレートデザイン本部長	—
6	う つ の みず き 宇津野 瑞木	新任	執行役員 事業推進本部長兼推進管理統括部長	—
7	ふじ た のり はる 藤田 則春	再任 社外 独立	取締役 指名委員会及び報酬委員会委員長	100% (8回/8回)
8	やま だ たか き 山田 隆基	再任 社外 独立	取締役 指名委員会及び報酬委員会委員	100% (6回/6回)
9	さ ぬき よう こ 佐貫 葉子	新任 社外 独立	—	—

(ご参考) 新経営体制におけるスキルマトリクス

- ・本株主総会の第3号議案（取締役選任議案）及び第4号議案（監査役選任議案）をご承認頂けた場合における新経営体制のスキルマトリクスは、以下の通りであります。
- ・当社取締役会が適切にその役割・責務を果たし、グループの中長期的な成長戦略実現に資することを目的に、以下の項目にてスキルマトリクスを作成しております。取締役候補者の選任に当たっては、指名委員会での審議を経た後に、このスキルマトリクスの内容を踏まえ、取締役会にて審議・決定しております。

氏名	企業経営	財務会計	業界知見	研究開発製造	営業マーケティング	ESG SDGs	DX	国際性	法務リスク管理
取締役 高橋 広	○	○	○	○		○	○	○	
中道 秀機	○		○	○	○			○	
吉田 智			○		○	○		○	
李 明濬	○	○	○	○	○			○	
川嶋 勝巳	○	○	○			○			○
宇津野瑞木	○	○	○	○	○		○		
藤田 則春		○						○	
山田 隆基	○	○	○	○	○			○	
佐貫 葉子						○			○
監査役 鈴木 昇		○	○						○
加藤 康久			○	○		○			
南 敦									○
平野 秀樹	○	○							

株主総会参考書類

候補者
番号

1

たか はし ひろし
高橋 広

1964年2月1日生

再
任

所有する当社株式数：普通株式 3,000 株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社

2012年4月 技術本部MCD事業部副事業部長

2015年4月 技術本部MCBD事業統括部長

2018年4月 デバイス事業本部生産本部長

2018年6月 執行役員就任

2020年6月 取締役上級執行役員就任

2021年6月 代表取締役社長就任(現任)

■ 取締役候補者とした理由

高橋広氏は、長年にわたり半導体デバイス製品の開発に従事し、モーターコントロール領域において技術開発の主導的な役割を担ってまいりました。2018年4月にはデバイス事業本部生産本部長となり、当社グループ全体の半導体デバイス生産を主導するとともに、2019年から半導体デバイスの生産体制最適化を牽引するなど、重要な職責を果たしてまいりました。2021年中期経営計画の策定においても主導的な役割を担い、2021年6月の社長就任以降、中長期的な当社グループの成長を目指した計画の実現に向け、当社グループを力強く牽引しております。また、ESG推進体制の高度化を狙ったサステナビリティ委員会を設置し、環境・社会・ガバナンスにおける各課題に対し、多くの社員の協力を引き出し、ESGの取組みを強化しております。

これまでの経験と知見を活かし、中長期的な当社グループの成長戦略実現に貢献できるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

なか みち
中道

ひで き
秀機

1959年1月10日生

再
任

所有する当社株式数：普通株式 4,000 株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 9月	株式会社SETエンジニアリング入社	2018年 6月	上級執行役員就任(現任)
1991年 4月	同社取締役開発部長	2021年 4月	半導体事業本部副事業本部長 兼マーケティング本部長 兼設計品質監査室長
1997年 5月	当社入社	2021年 6月	取締役就任(現任)
2007年 4月	技術本部PCD事業部長	2022年 4月	マーケティング本部長 兼設計品質監査室長(現任)
2013年 6月	執行役員就任		
2013年10月	技術本部副本部長		
2018年 4月	デバイス事業本部技術本部長		

■ 取締役候補者とした理由

中道秀機氏は、当社入社前も含め、長年にわたり半導体デバイス製品の開発に従事し、同製品の技術開発において当社に貢献をしてまいりました。2013年10月には技術本部副本部長に、2018年4月に同本部長となり、技術開発部門の責任者として重要な職責を担い、様々な開発改革を主導し、当社の技術開発を統括してまいりました。2021年4月にはマーケティング本部長となり、技術開発及びマーケティング領域を統括する立場となりました。これまでの経験と知見を活かし、中長期的な当社グループの成長戦略実現に貢献できるものと判断し、取締役候補者いたしました。

株主総会参考書類

候補者
番号

3

よし だ
吉田

さとし
智

1962年9月22日生

再
任

所有する当社株式数：普通株式 1,400 株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社

2011年10月 営業本部大阪営業統括部副統括部長

2012年4月 営業本部大阪営業統括部長

2017年4月 営業本部東日本営業統括部長

2017年6月 執行役員就任

2021年4月 半導体事業本部パワーモジュール本部長

2021年6月 取締役上級執行役員就任(現任)

2022年4月 パワーモジュール・デバイス本部長
(現任)

■ 取締役候補者とした理由

吉田智氏は、長年にわたり半導体デバイス製品の販売に従事し、主要車載品メーカーとの豊富なビジネス経験を基に、国内全域における同製品の販売推進と代理店網の整備に貢献してまいりました。2021年4月にはパワーモジュール本部長となり、また、2022年4月にはパワーモジュール・デバイス本部長となり、当社製品の国内外の販売及び生産を統括する立場となりました。これまでの経験と知見を活かし、中長期的な当社グループの成長戦略実現に貢献できるものと判断し、取締役候補者としたしました。

候補者
番号

4

イ
李

ミョンジュン
明濬

1962年6月25日生

新任

所有する当社株式数：普通株式 1,600 株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 2 月	当社入社	2014年 4 月	技術本部副本部長
2006年 4 月	技術本部マーケット戦略統括部長	2014年 6 月	執行役員就任
2009年 4 月	技術本部新製品開発統括部長	2021年 4 月	半導体事業本部マーケティング本部 副本部長
2012年 4 月	技術本部 RMD 事業部長	2021年 6 月	上級執行役員就任(現任)
2013年 5 月	サンケン エレクトリック コリア カンパニー リミテッド代表理事就任(現任)	2022年 4 月	マーケティング本部副本部長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

李明濬氏は、長らく韓国子会社に勤務し、半導体デバイス製品の開発及び市場開拓に従事し、後に同社役員となり、海外でのビジネス経験を積んでまいりました。後に当社マーケティング部門及び新製品開発部門の責任者、技術本部の副本部長等を歴任し、当社の海外ビジネス拡大に貢献してまいりました。これまでの経験と知見を活かし、中長期的な当社グループの成長戦略実現に貢献できるものと判断し、取締役候補者としたしました。

株主総会参考書類

候補者
番号

5

かわ しま
川嶋

かつ み
勝巳

1964年7月30日生

新任

所有する当社株式数：普通株式　－　株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月	株式会社埼玉銀行 (現 株式会社埼玉りそな銀行)入行	2018年4月	当社出向 総務人事統括部副統括部長
2008年4月	株式会社埼玉りそな銀行宮代支店長	2019年4月	当社転籍
2010年7月	同 本川越支店長	2021年4月	総務人事統括部長
2014年4月	同 春日部支店長	2021年6月	執行役員就任(現任)
2016年4月	株式会社りそなホールディングス 市場企画部長	2022年4月	コーポレートデザイン本部長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

川嶋勝巳氏は、長年にわたる銀行での管理領域及び営業現場に関する経験と知見を有しており、これまで総務・人事部門の責任者として従事するとともに、ESG経営においても、サステナビリティ委員会を通じて重要な役割を担い、社員の健康推進や女性活躍等の分野で貢献してまいりました。2022年4月よりコーポレートデザイン本部長として、従来の企画、総務人事、財務、CSRなどの管理領域のみならず、コーポレート部門の新たな価値創出に向けて注力しております。これまでの経験と知見を活かし、中長期的な当社グループの成長戦略実現に貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

6

う つ の
宇津野

み ず き
瑞木

1965年5月3日生

新任

所有する当社株式数：普通株式 900 株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	株式会社デーシーパック入社	2021年4月	半導体事業本部事業推進本部長 兼推進管理統括部長
1987年10月	株式会社SETエンジニアリング入社	2021年6月	執行役員就任(現任)
1996年10月	当社入社	2022年4月	事業推進本部長兼推進管理統括部長 (現任)
2016年5月	福島サンケン株式会社代表取締役社長		
2018年4月	デバイス事業本部技術本部 マーケティング統括部長		

■ 取締役候補者とした理由

宇津野瑞木氏は、当社入社前も含め、長年にわたりスイッチング電源から半導体デバイスまで、多種多様な製品開発に従事してまいりました。2016年には当社子会社の社長に就任し企業経営の経験を積み、その後は当社マーケティング部門の責任者として技術開発及びマーケティングの領域で貢献してまいりました。現在は、事業推進本部長となり、管理会計や資材調達・品質保証の責任者として従事するとともに、担当役員としてDX推進を主導しております。これまでの経験と知見を活かし、中長期的な当社グループの成長戦略実現に貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主総会参考書類

候補者
番号

7

ふじ た
藤田

のり はる
則春

1950年9月26日生

再
任

社
外

独
立

所有する当社株式数：普通株式 - 株

在任年数：6年（本総会終結時）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年9月	監査法人伊東会計事務所 入所	2008年10月	新日本有限責任監査法人 JBSグローバル統括責任者(2013年6月同監査法人退職)
1980年5月	イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校 MBA取得	2013年7月	藤田則春公認会計士事務所 代表(現任)
1980年7月	ICIジャパン株式会社 入社	2015年8月	中国中信集团有限公司 社外取締役就任(2018年4月退任)
1989年1月	アーンスト アンド ヤング エルエルピー シカゴ事務所 シニアマネジャー	2016年6月	当社 社外取締役就任(現任)
1997年10月	アーンスト アンド ヤング エルエルピー ニューヨーク事務所 パートナー(2007年6月同社退職)	2018年8月	アレグロ マイクロシステムズ インク 社外取締役就任(現任)
2008年9月	新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 常務理事		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

藤田則春氏は、日本及び米国における公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する高度な知見を有しております。また、米国の監査法人においてパートナーを務められるなど、豊富な国際経験も有しており、グローバル経営推進の観点で有益な助言・提言を頂いております。

なお、藤田氏は、当社の会計監査人である監査法人に属してはいたしましたが、当社の会計監査に直接的に関与することはなく、海外進出企業向けのコンサル業務を主体とするJBSグローバル統括責任者に就いており、また、同監査法人を退職してから既に約9年が経過しておりますので、独立した立場を確保しつつ、客観的な視点で当社経営を監視頂くことができます。

また、藤田氏は「指名委員会」及び「報酬委員会」における委員長に就任頂いており、当社のコーポレートガバナンスの透明性の確保と適切性の向上に貢献頂いております。更には「成長改革委員会」の委員にも就任頂いており、グループ成長戦略の推進においても貢献頂いております。なお、藤田氏は2018年より当社の重要な米国子会社の社外取締役に就任しており、グループ経営の面においても同様に貢献頂けるものと考えております。

こうしたことから、当社グループが中長期的な成長戦略を進めて行く中で、藤田氏は業務執行全般における適切性の確保と監督機能の強化といった、社外取締役の職責を適切に果たして頂けるものと期待しております。

候補者
番号

8

やま だ
山田

たか き
隆基

1950年10月31日生

再任

社外

独立

所有する当社株式数：普通株式 ー 株

在任年数：1年（本総会終結時）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年 4月	沖電気工業株式会社 入社	2008年 4月	OKI タイランド カンパニー リミテッド 取締役社長就任(2012年7月退任)
1995年 4月	沖電気工業株式会社 電子デバイス事業本部生産企画部長	2012年 9月	古河スカイ株式会社(現 株式会社UACJ) 入社
1997年 4月	OKI タイランド カンパニー リミテッド 取締役工場長就任	2014年 1月	UACJ タイランド カンパニー リミテッド 副社長就任(2016年3月退任)
2005年 4月	沖電気工業株式会社 半導体生産カンパニープレジデント	2016年 5月	タイ スペシャル ガス カンパニー リミテッド副社長就任(現任)
2006年 6月	チップモス テクノロジーズ インク 社外取締役就任(2008年10月退任)	2021年 6月	当社 社外取締役就任(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

山田隆基氏は、長年の半導体メーカーでの勤務経験を有し、半導体業界及び事業内容に通じています。同氏が過去に勤務していた沖電気工業株式会社では、同社の半導体生産カンパニーのプレジデントを務めたほか、海外の生産子会社の取締役社長を務めるなど、半導体メーカーにおける企業経営の経験も有しております。このほか、UACJ タイランド カンパニー リミテッド設立時には、海外経験を活かし大型プロジェクトを主導し、また、現在においては、タイ スペシャル ガス カンパニー リミテッドの副社長として、新規ビジネス開拓等に活躍されるなど、異業種メーカーでの実務経験とネットワークを豊富に有しております。

また、山田氏は、「指名委員会」及び「報酬委員会」における委員に就任頂いており、当社のコーポレートガバナンスの透明性の確保と適切性の向上に貢献頂いております。更には「成長改革委員会」の委員にも就任頂いており、グループ成長戦略の推進においても貢献頂いております。

こうしたことから、山田氏には業務執行全般における適切性の確保に貢献頂くとともに、当社グループが半導体メーカーとして事業を推進して行く中で、有益な提言を頂けるものと考えております。当社グループによる中長期的な成長戦略の実現において、山田氏は社外取締役としての職責を適切に果たして頂けるものと期待しております。

なお、山田氏が過去に勤務していた沖電気工業株式会社の半導体部門は、現在、ローム株式会社グループの一部であり、当社は同社グループと取引がございます。その取引額は、当社及びローム株式会社の双方における連結売上高の2%未満であり、主要な取引関係には該当いたしません。

候補者
番号

9

さ ぬき
佐貫

よう こ
葉子

1949年4月3日生

新任

社外

独立

所有する当社株式数：普通株式 ー 株

在任年数：ー

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	弁護士登録	2011年6月	株式会社りそな銀行社外取締役就任 (2012年6月退任)
2001年11月	NS総合法律事務所所長(現任)	2012年6月	株式会社りそなホールディングス 社外取締役監査委員会委員就任
2003年6月	株式会社クラヤ三星堂 (現メディopalホールディングス株式会社) 社外監査役就任	2015年6月	株式会社りそなホールディングス 社外取締役監査委員会委員長就任 (2020年6月退任)
2007年6月	明治乳業株式会社社外監査役就任	2019年6月	株式会社メディopalホールディングス 社外監査役就任(現任)
2009年4月	明治ホールディングス株式会社 社外取締役就任		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

佐貫葉子氏は、法律専門家としての知識や経験を豊富に有しており、これまで複数の上場企業において社外役員を歴任され、その中で監査委員会の委員長にも就任されておりました。2020年より日本女性法律家協会の会長を務められ、女性活躍において社会に貢献されております。これらの経験・知見から、特に法務リスクやコンプライアンスの領域において、また、当社における女性活躍等のダイバーシティの観点で、有益な助言・提言を頂けるものと考えております。佐貫氏には、独立した立場から弁護士としての客観的な視点で経営を監視頂くことが期待でき、当社取締役会の監督機能強化に大いに貢献頂けるものと考えております。

これらのことから、当社グループが中長期的な成長戦略を進めて行く中で、佐貫氏は、業務執行全般における適切性の確保と監督機能の強化といった、社外取締役の職責を適切に果たして頂けるものと期待しております。

なお、佐貫氏は、過去に当社の借入先である株式会社りそな銀行及びその親会社である株式会社りそなホールディングスの取締役にならされておりましたが、いずれも独立性を有する社外取締役としての就任であり、当社社外取締役の職務遂行に当たり、独立性の観点で問題は無いと考えております。

※佐貫葉子氏の戸籍上の氏名は、板澤葉子であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 独立役員の届出に関する事項: 藤田則春及び山田隆基の両氏は、独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。また、佐貫葉子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、同氏の選任をご承認頂いた場合、新たに独立役員となる予定です。
3. 社外取締役候補者に関する事項: 当社は、藤田則春及び山田隆基の両氏と、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。本議案が原案通り承認された場合、当該責任限定契約を継続するとともに、新たに佐貫葉子氏との間においても、上記内容の責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。2022年6月に当該保険契約を更新する予定であり、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 佐貫葉子氏が社外監査役を務める株式会社メディパルホールディングスの完全子会社である株式会社アトルは、2021年11月9日、独立行政法人国立病院機構本部が行う九州エリア所在の病院が調達する医薬品の入札に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入り検査を受けました。
- また、2022年3月30日、公正取引委員会から、独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）が発注する医薬品の入札参加業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った旨の発表がありました。株式会社メディパルホールディングスの完全子会社である株式会社メディセオは、本件に関し、2019年11月に公正取引委員会による立入り検査を、2020年10月に東京地方検察庁による捜索及び公正取引委員会による立入り検査を受けましたが、公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用申請を行い、過去の違反行為を自主的に申告するとともに、同委員会による調査に全面的に協力してきたことなどにより、排除措置命令、課徴金納付命令のいずれも受けておりません。佐貫葉子氏は、株式会社メディパルホールディングスのコンプライアンス委員会のオブザーバーとして、同社グループのコンプライアンスを継続的にモニタリングし、遵法精神に則った企業風土を確立していくうえで有益な意見、適切な助言を行っております。さらに、指名・報酬委員会のオブザーバーとして、コーポレートガバナンスの充実のために有益な意見提言を行っており、その職責を十分に果たしております。

第4号議案 監査役2名選任の件

常任監査役 太田明氏は本総会終結の時をもって辞任し、また、監査役 鈴木昇氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名のご選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

候補者
番号

1

すず き のぼる
鈴木 昇

1959年2月27日生

再
任

所有する当社株式数：普通株式 1,500 株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社

2011年4月 管理本部総務人事統括部長補佐

2011年10月 管理本部CSR室長

2014年6月 監査役就任(現任)

■ 監査役候補者とした理由

鈴木昇氏は、長年にわたり管理部門に従事し、人事労務、内部監査、CSRなどの分野を経験してまいりました。2014年6月からは監査役に就任し、以降、当社及び子会社の監査役として職務を遂行し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。こうした経験と知識は、当社監査において十分に活かせるものと判断し、監査役候補者としたしました。

候補者
番号

2

かとう
加藤

やすひさ
康久

1962年12月7日生

新任

所有する当社株式数：普通株式 800 株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 当社入社

2015年 4 月 生産本部品質統括部長

2021年 4 月 半導体事業本部事業推進本部
品質統括部長

2021年 6 月 執行役員就任(現任)

2021年10月 サステナビリティ委員会
ガバナンス部会長

2022年 4 月 社長付 上席参与 (現任)

■ 監査役候補者とした理由

加藤康久氏は、長年にわたり品質管理部門に従事し経験を重ねるとともに、同部門の責任者を長年務め、当社製品の品質管理の高度化を牽引してまいりました。品質管理の経験を通じて、当社の製品・生産・市場要求等についての高度な知見を有しております。また、当社サステナビリティ委員会においてガバナンス部会長を務め、当社のE S G推進体制において重要な役割を担ってまいりました。こうした経験と知識は、当社監査において十分に活かせるものと判断し、監査役候補者としていたしました。

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。2022年6月に当該保険契約を更新する予定であり、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

株主総会参考書類

(ご参考) 本議案をご承認頂けた場合の監査役会構成

候補者 番号	氏名		現在の当社における地位等
1	<small>すず き のぼる</small> 鈴木 昇	再任	監査役（常勤）
2	<small>か とう やす ひさ</small> 加藤 康久	新任	執行役員 社長付上席参与
一	<small>みなみ あつし</small> 南 敦	社外 独立	社外監査役 (独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。)
一	<small>ひら の ひで き</small> 平野 秀樹	社外 独立	社外監査役 (独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。)

以 上

■ 株主総会当日ご出席される場合のご注意事項

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会のご出席に際しましては、開催日当日の感染状況やご自身の体調をご確認の上、適切にご判断頂くとともに、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を積極的にご活用頂きますよう、お願い申し上げます。株主総会当日にご出席される場合は、以下の事項につきまして予めご了承頂きたく、併せてお願い申し上げます。

- 株主総会当日は、マスク着用、検温及び手指のアルコール消毒等のご協力をお願いする予定です。ご協力頂けない場合、入場をお断りする場合がございます。
- 検温にて37.5度以上の発熱が認められた方や、体調不良と見られる方には、ご入場をお控え頂く場合がありますので、予めご了承のほど、お願い申し上げます。
- 感染予防のため、株主総会会場の座席間隔を広げております。このためご用意できる席数が少なくなっておりますため、ご入場をお断りする場合がございます。
- 本株主総会の議事につきましては、感染予防のため時間を短縮して行う予定です。
- 株主総会の撮影、録画、録音、保存及びSNSでの公開は固くお断りいたします。

■ ライブ配信のご案内、ご視聴にあたってのご注意事項

株主総会の様子をライブ配信いたします。新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会ご来場を見合わせいただき、ライブ配信のご視聴をご検討下さい。ライブ配信用ウェブサイト、ID及びパスワード等の詳細事項につきましては、別紙「バーチャル株主総会参加方法のお知らせ」をご参照下さい。

ご注意事項

- ご使用のパソコン及びインターネットの接続環境並びに回線状況等により、ご視聴頂けない場合があります。
- ご視聴頂く場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- ライブ配信をご視聴頂くことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、決議にご参加頂くことができません。このため、事前に議決権をご行使の上ご視聴下さい。また、ライブ配信ご視聴の株主様から、ご質問及びご意見をお受けすることができませんので、予めご了承下さい。
- ライブ配信の撮影、録画、録音、保存及びSNSでの公開、ID及びパスワードの第三者への提供は、固くお断りいたします。
- システム障害等の緊急事態につきまして、株主の皆様にお知らせすべき事項が生じた場合には、当社ホームページ (<https://www.sanken-ele.co.jp/>) に、その内容を掲載いたします。

バーチャル株主総会全般に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル TEL 0120-782-041

受付時間 9:00～17:00（土日休日を除く。）

ライブ配信の視聴方法・操作方法等に関するお問い合わせ

株式会社ブイキューブ TEL 03-4266-8780

受付時間 2022年6月24日（株主総会当日） 午前9時から株主総会終了まで

株主総会会場ご案内図

開催日時

2022年6月24日（金）午前10時

会場

埼玉県新座市北野三丁目6番3号

当社本社

電話番号 (048) 472-1111 (代)



スマートフォンやタブレット端末から右記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



交通機関

東武東上線「志木駅」南口 下車 徒歩15分



SANKEN ELECTRIC CO., LTD.

サンケン電気株式会社



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

